平成２３年（フ）第８号
北海道芦別市上芦別町518番地の６
破産者　株式会社福寿庵
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
埼玉県草加市新里町1006番地４
破産者　株式会社葛井製作所
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
新潟県柏崎市茨目２丁目６番27号
破産者　株式会社エムディケー
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
広島県福山市坪生町1142番地１
破産者　株式会社大創建設
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３１６号
秋田市中通６丁目６番15号
破産者　株式会社マルエイ
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７号
福島市北矢野目字渋田28番地９
破産者　協業組合福島印刷センター
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３１７号
横浜市中区元浜町２丁目13番地
破産者　株式会社良友インターナショナル
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６５号
横浜市緑区鴨居４丁目52番４号
破産者　株式会社エフォート・アイ
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺39番地の１
破産者　熊﨑縫製こと天山ラーメンこと　熊﨑二二夫
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６４号
愛知県安城市三河安城東町２丁目３番地２
破産者　有限会社北河工業
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
京都府舞鶴市森本町９番地の35
破産者　有限会社オリジナルフーズ
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
島根県浜田市下府町327番地64
破産者　ライト自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３５号
愛媛県新居浜市西原町２丁目２番ベルトピア新居浜2111号
破産者　有限会社キッスカンパニー
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８６７９号
東京都世田谷区奥沢４丁目２－１－502
破産者　内野　昌彦
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７２３号
東京都葛飾区立石８丁目49－７－101
破産者　野村隆太郎
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５号
東京都品川区平塚３丁目13番５号
破産者　株式会社坂本工業所
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４１５号
東京都中央区銀座７丁目７番９号
破産者　有限会社イースト・ウエスト・エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４１６号
東京都新宿区新宿７丁目９－28－203、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿２丁目32－10－606
破産者　木村　英盛
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４０号
千葉県市川市南大野１丁目13－４－A102、開始決定時の住所千葉県市川市南大野１丁目27－６
破産者　糸瀬健太郎
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５２７号
千葉県柏市泉富士の台2098番地
破産者　神衣技研有限会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５２８号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目７－５
破産者　桜井　良一
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９５７号
東京都杉並区宮前１丁目16－23－404
破産者　今村　　司
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部